

M&A支援機関として登録されました！

中小企業庁による「M&A支援機関に係る登録制度」において、弊社が正式に登録業者(1204号)として認定されました。

中小企業の後継者問題がクローズアップされる中で、様々なコンサルティング会社等が仲介業務に参入してきており、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するために設けられたものになります。

◆ 事業承継補助金の対象になります

また、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、M&A支援機関の活用に係る費用(仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る。)についての補助金は、予め登録されたM&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすることになっています。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助			
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	250万円 +200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	500万円 +200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型		1 / 2	250万円 200万円 （売り手のみ）

年末調整の資料の提出は11月末までに！

今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

所定の申告書への記載や証明書等をご用意いただきますようお願いいたします。

◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、収入金額が2000万円超の方、2ヶ所から給与をもらっている方や非居住者の方などは対象となりませんので、別途確定申告が必要になります。

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人

CONTENTS

M&A支援機関として

登録されました！	P.1
年末調整の資料の提出は	
11月末までに！	P.1
令和3年分年末調整に	
おける変更点	P.2
法人税率最低15%で	
最終合意、デジタル課税も！	P.3
路線価補正はせず、	
1～6月に大幅下落なし	P.3
「ふるさと納税」確定申告の	
添付書類が便利に	P.4
新型コロナウイルスワクチン	
接種促進給付金のご案内	P.5
11月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



- ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が、103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。)
- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)



◆ 必要な書類について

1	令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (マル扶)
2	令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書 (マル保) <下記の証明書類は、申告書とともに原本のご提出をお願いいたします。> ・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書 ・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書 ・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの
3	令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所) ※令和2年分から新たな様式になりました。

10月末頃までに
郵送されてきます

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、 前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和3年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、 確定申告 が必要となります。

なお、各書類についての詳細な記入方法については、別紙「年末調整資料のお願い」にてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和3年分年末調整における変更点

昨年(令和2年)分の年末調整では、所得税の改正等があったため、書類の追加や記載内容の大幅な変更などがあり、かなり戸惑うことも多かったように思いますが、令和3年分ではほとんど変更点はなく、些細な変更のみとなっています。この主な変更点についてご案内します。

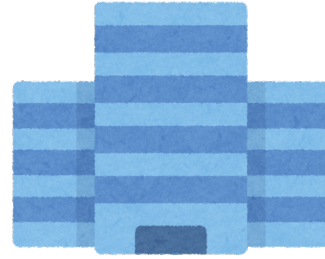
◆ 申告書への押印が不要に！

昨年までは、年末調整の申告書には押印欄が設けられており、書面で提出する際には、提出者の押印が必要でした。これが令和3年4月1日以後の提出分から、押印が不要となっています。

これに伴い、国税庁が提供している令和3年分の各申告書においても、押印欄は削除されています。

◆ 電子データ受領に関する申請が不要に

年末調整の電子化を行う場合、対象者から年末調整の申告書を電子データで受領するには、これまで税務署の事前承認が必要でしたが、令和3年4月1日以後に電子データで当該申告書を受領する場合は、この事前承認が不要となりました。ただし、別途必要な措置がありますので、実施する場合には事前にご確認をお願いします。



法人税率最低15%で最終合意、デジタル課税も！

経済協力開発機構(OECD)は、先月、多国籍企業による租税逃れを防ぐ国際課税の新ルールについて、136か国・地域が最終合意したと発表しました。

これにより、法人税の最低税率を15%に定め、工場などの物理的拠点を課税の根拠にしてきた原則も、約100年ぶりに転換することになります。2023年の導入に向けて、各国において国内手続きなどに入ります。

この新たな枠組みは、多国籍企業の税逃れに対応するために経済協力開発機構(OECD)を中心に2012年から議論していました。なお、この会議での合意事項の柱は、下記の2項目です。

◆ デジタル課税の導入

1つめは、拠点の有無にかかわらず、サービスの利用者がいれば、企業に税負担を求められるようにするという「デジタル課税」の導入です。

現在、低い税率の国や地域に拠点を置き、インターネットを通じて、世界的に事業を展開する多国籍企業に課税の網をかけることが狙いです。GAFA(親会社のアルファベットを含むグーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン・ドット・コム)など米巨大IT企業が巨額の利益を上げているにもかかわらず、実際に利用者がいて、売り上げがある国や地域において課税できないことへの不満の高まりが背景にあります。

この合意を受けて、各国・地域はそれぞれの国内手続きに入ります。デジタル課税は、まず2022年前半に条約を策定し、各国が署名した後に、同年中に議会承認する段取りを想定しています。2023年には発効することを目指し、具体的な発効条件をこれから決めていくことになります。

◆ 法人税の最低税率は15%に！

2つめは、企業が負担する法人税の最低水準を15%に定めることがあります。

この15%の最低税率は、過去30年以上続いた法人税の引き下げ競争に歯止めをかけることにつながります。ただし、抜け穴を生まないように、関係国・地域の協調が試されます。

OECDによると、2021年時点で法人税率の世界平均は20%弱で、アフリカの平均は25%超です。新興国には、税率を引き下げて企業誘致に動く余地が残されています。税率の引き下げ競争がおさまっても、補助金や関税の優遇措置などを設けて負担を実質的に軽くする国や地域が出てくる可能性も指摘されています。

なお、この最低法人税率の合意については、条約を結ばず、各国の国内法に委ねることになりそうです。日本の場合には2023年度の税制改正での手続きを想定しています。2022年中に与党の了承を得て、2023年に法案を国会提出し、成立させる構えです。各国・地域においても、2023年から、制度の導入を始め、2024年に低税率国にある親会社に課税できる仕組みなど細部を整えることになります。

合意の過程でGAFAを抱える米国や低税率国、新興国など様々な立場に配慮しており、国内調整に手間取る国・地域が出てくるリスクはありますが、136もの国・地域で合意を達成しており、国際的な法人課税のルールづくりが前進したのは間違いのないのではないのでしょうか。

路線価補正はせず、1～6月に大幅下落なし

国税庁は、全国各地の2021年1～6月の地価動向を調査し、大幅な下落が確認されなかったとして、7月に公表した路線価の減額修正(補正)をしないと発表しました。

昨年は、新型コロナウイルス禍の影響を受けて、7～12月分を対象に大阪市中央区の「ミナミ」と呼ばれる繁華街周辺の商業地で実施しましたが、その影響は少し弱まっているようです。なお、コロナ禍を受けた動向調査は、今年7～12月も続ける予定です。

2021年1～6月に下落率が最大だったのは、ミナミ周辺の大阪市中央区宗右衛門町の10%です。補正を適用する目安としては、下落率20%のため、今回は超えるに至ってはいません。なお、インバウンド(訪日外国人)が激減した地域で、昨年同期は▲19%となっていました。

その他の地域でも、東京都の最大下落率は新宿区歌舞伎町1丁目の5%、愛知県は名古屋市中区栄3丁目の3%。ともに歓楽街で、飲食店の不振が影響しました。相続税などの算定基準となる路線価は、国土交通省が発表する公示地価の8割程度に設定されており、20%を超えると実際の地価より高くなってしまいます。当該地域の土地を相続や贈与で取得した場合、税額が高くなるため、納税者が不利益にならないよう補正が実施されているのです。

「ふるさと納税」確定申告の添付書類が便利に

ふるさと納税を確定申告で適用するためには、これまでは、寄附先の各団体が発行した「寄附金受領書」が必要でしたが、令和3年分の確定申告からは、この書類に代えて、特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」を用いることができますようになります。

◆ ふるさと納税の概要

(1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、指定を受けた地方公共団体(以下、団体)へ行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除(上限あり)する制度です。

(2) 確定申告をしなくてもよい場合

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5か所以内の場合には、寄附先の団体へ申出を行うことで、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といいます。先の総務省の調査結果では、適用者数は270.8万人と、5割弱がこの制度を利用しています。

◆ 確定申告時に必要となる書類

(1) 確定申告をする際に必要となる書類

ふるさと納税を確定申告で適用するには、寄附先の団体が発行した「寄附金受領書」が必要です。ただし、令和3年分の確定申告からは、この書類に代えて、特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」を用いることができます。

(2) 特定事業者とは

「特定事業者」とは、国税庁長官により指定を受けた一定の者をいい、一覧が国税庁のサイトで公表されています。令和3年(2021年)9月15日現在、次の特定事業者が公表されていますのでご確認ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin/tokutei.htm>)

特定事業者一覧

表示番号	ポータルサイト名	特定事業者
FN	ふるなび	株式会社アイモバイル
SF	さとふる	株式会社さとふる
RA	楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社
FC	ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク
TK	ふるさとパレット	東急株式会社
FP	ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア
PL	ふるさとぷらす	株式会社エスツー
CS	セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン
AN	ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社
FH	ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗
MI	三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹
JL	JALふるさと納税	株式会社JALUX
AU	au PAY ふるさと納税	KDDI株式会社

寄附金受領(サンプル)

証明書 (XML 形式) を「QRコード証明書等作成システム」で出力した際のイメージ

令和3年分 寄附金控除に関する証明書
(都道府県・市区町村に対する寄附金)

寄附者氏名 国税 太郎
寄附者ID 309800
寄附者住所 東京都千代田区霞が関●-●-●
年間寄附額 300,000円

上記の寄附者から、所得税法第78条2項及び法人税法第37条第3項に該当する寄附が行われたことを証明します。

令和4年1月15日
特定事業者名(法人番号: 特定事業者の法人番号)

○寄附の内訳

寄附番号	寄附年月日	寄附先に関する事項		寄附金の額	備考	キャンセル 情報
		名称	法人番号			
AA-0000012	2021年1月15日	福岡県●●市	XXXXXXXXXXXX	50,000		
AA-0000185	2021年2月3日	宮崎県●●市	XXXXXXXXXXXX	30,000		
AA-0000549	2021年3月10日	北海道●●市	XXXXXXXXXXXX	50,000		
AA-0004158	2021年4月10日	宮崎県●●市	XXXXXXXXXXXX	20,000		キャンセル
AA-0008914	2021年5月15日	宮崎県△△市	XXXXXXXXXXXX	10,000		
AA-0041282	2021年6月15日	山形県▲▲市	XXXXXXXXXXXX	10,000		
AA-0127894	2021年7月15日	福岡県○市	XXXXXXXXXXXX	30,000		
AA-0585571	2021年8月15日	大分県●●市	XXXXXXXXXXXX	5,000		
AA-0932584	2021年9月15日	宮崎県●●市	XXXXXXXXXXXX	25,000		
AA-0000012	2021年1月15日	山口県●●市	XXXXXXXXXXXX	50,000		

◆ 証明書の提供依頼

この証明書は、ご利用のポータルサイトから電子データ(XML形式)により提供を受ける方法、あるいは郵送などの方法により発行を受ける方法があります。具体的な手続きは、各ポータルサイトにてご確認ください。

◆ 証明書の利用が便利なケース

(1) 紛失や適用漏れのリスク

原則、寄附の都度、寄附金受領書の発行があるため、寄附の回数が増えるほど受け取る頻度や保管を要する枚数が多くなり、保管場所の確保や紛失のリスクが伴います。

また、1年分をまとめて申告するため、いつどこにいくら寄附をしたのか、その情報をどこかに記録しておかないと、適用を漏らすリスクも考えられます。

(2) 単一のポータルサイトで、複数回の寄附

団体へ直接寄附をするのではなく、会員となっているクレジットカード会社や特定のサイトなど、特定事業者が運用しているポータルサイトを単一利用して、複数の団体へ寄附をしているような場合は、証明書の発行を受けることで1年分をまとめて入手できるため、上記に記載したような紛失のリスクの軽減につながります。

ふるさと納税の利用をお考えの方は、寄附先の選定とともに代替となる証明書の活用もあわせてご検討ください。

新型コロナウイルスワクチン接種促進給付金のご案内

経済活動の維持・回復のため、従業員等のワクチン接種を推進する名古屋市内の中小企業者等に対し、従業員等規模に応じた給付金が交付されます。本給付金は、希望者が接種を受けやすい環境を整備した事業者等に対するものであり、本人の意思に反して接種させることは一切求めておりません。

名古屋市の制度ですが、各自治体でも同様の制度がある場合もあるので、ご確認ください

- ・申請期間 令和3年10月19日(火)から令和3年11月30日(火)まで ※消印有効
- ・交付金額 従業員(雇用保険被保険者)規模に応じて、10,000円～50,000円

なお、詳細な交付条件や具体的な手続きについては、WEBサイト(<https://chusho-wakuchin-kyufukin.nagoya/>)にてご確認ください。

11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月10日(水)
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 11月15日(月)
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申 告 期 限 11月30日(火)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の 3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月 ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月30日(火)
個人事業税の納付(第2期分)	

今月の名言録

転んでも

「七転び八起き」ということわざがある。

何度失敗しても、これに屈せずふり立つ姿をいったものである。

人生は長い。世の中はひろい。だから失敗もする。悲観もする。

そんなとき、このことわざはありがたい。

だが、七度転んでも八度目に起きればよい、などと呑気に考えるならば、
これはいささか愚である。

一度転んで気がつかなければ、七度転んでも同じこと。一度で気のつく人間になりたい。

そのためには「転んでもただ起きぬ」心がまえが大切。

このことわざは、意地きたないことの代名詞のように使われているが、先哲諸聖の中で、転んでそこに悟りをひらいた人は数多くある。

転んでもただ起きなかったのである。意地きたないのではない。真剣だったのである。

失敗することを恐れるよりも、真剣でないことを恐れたほうがいい。真剣ならば、たとえ失敗しても、ただは起きぬだけの充分な心がまえができてくる。

おたがいに「転んでもただ起きぬ」よう真剣になりたいものである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

